

市民の皆さんが
「自ら考え、自ら実践する」



まちづくり活動を支援します

どんな事業に支援してくれるの？

市民団体が、端野自治区の振興を目的に主に自治区内で実施する事業が対象です。誰もが参加できる公益的な事業や活動が対象です。

事業の規模や分野、テーマは自由ですが、政治的・宗教的・営利的なものは除きます。

また、北見市外で行う事業、北見市の他の助成制度の補助が受けられる事業は除きます。

支援事業の一例

- ・小学校と連携し、手作り味噌教室を行い食育の普及・振興
- ・プロスポーツ選手による教室を開催し、青少年の健全育成やスポーツ振興
- ・地域公園などに桜を植樹し、地域住環境を向上させ憩いの場を提供
- ・地場農産物の素材を生かした料理講習会を通し、食の恵みや食の大切さを体感など

支援の内容は？

補助金を交付する期間は、同一団体が行う同一事業につき5年以内です。

（なお、平成19年度から平成23年度までの間にまちづくりパワー支援事業補助金の交付を受けた事業は、その期間も通算し5年以内とします。）

毎年、応募し審査があります。（補助金は単年度で精算します。）

北見市の予算の範囲内で、1年目から3年目までの事業は補助対象経費の10分の9以内、4年目においては10分の7以内、5年目においては10分の5以内の額とし、5万円以上100万円未満の範囲で補助金を交付します。

※ 補助金額は、審査の結果により申請額より減額となる場合があります。

どんな団体に支援してくれるの？

端野自治区内に代表者の住所と事務所があり、5人以上で構成された団体です。ただし、法人格を持つ団体、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体、町内会・自治会またはその連合体は対象外です。

対象となる経費は？

補助対象経費は、事業を実施するために直接必要となる経費です。

ただし、団体の維持・運営の経費、団体構成員の人件費・報償費、飲食費、不動産の取得・造成・補償費、単価3万円（税込）を超える備品（3万円以下で特に必要と認めた場合は可）の購入費は対象外です。

事業を実施できる時期は？

平成28年度中（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に実施する事業が対象です。

どこに申し込めばいいの？

所定の申請書類を端野総合支所 総務課 地域振興係に提出してください。

※申請書類は、端野総合支所総務課で配布しています。

※北見市ホームページからダウンロードすることもできます。

『行政・まちづくり』⇒『まちづくり協議会』⇒『まちづくりパワー支援補助金』

申請書類は下記のとおりです。

- ① 事業企画書 ②年間活動計画書 ③事業予算書
- ④会員名簿・事務局 ⑤書類公開同意書 ⑥規約、会則（制定されている場合）
- ⑦その他必要に応じて指示する書類

申し込みの期間は？

平成28年4月1日(金)から 4月15日(金)まで

(受付時間 8:45～17:30)※土・日を除く

審査があるの？

端野まちづくり協議会が書類審査・公開ヒアリング審査を行い、予算（端野自治区分：150万円）の範囲内で採択事業を決定します。

※公開ヒアリング審査では、事業のプレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーションとは、審査委員や一般傍聴者の前で事業の説明・PRを行うことです。（1団体5分以内）

※概ね次の観点で審査します。

○社会的公益性 ○地域的必要性 ○地域貢献性 ○実現性 ○地域への波及度

決定はいつ？

審査の結果（採択・不採択）は、5月中旬までに各団体にご連絡いたします。

事業が終了したら？

所定の精算手続きを行っていただきます。

また、年度末のまちづくり推進大会で事業報告をしていただきます。事業の実績は、北見市のホームページ等で公開されます。

その他必要事項は？

チラシ・ポスター・看板等に『端野まちづくりパワー支援補助金を受けて実施している旨』を表示していただきます。

わからないことは？

ご質問、相談を随時お受けします。下記までお気軽にお問合せください。

- ◆北見市端野総合支所 総務課 地域振興係
- TEL(0157)56-2113 FAX(0157)56-3800
- E-mail : ta.somu@city.kitami.lg.jp

